

マイナンバー制度の情報連携に伴う手続きについて

マイナンバー制度を活用した情報連携について、平成 29 年 11 月 13 日から本格運用が開始されました。しかしながら、住民票情報のうち世帯等に関する一部の情報の照会の際に問題が生じるなど、不備があることが確認されています。そのため、当面の間はこれまで通りの取り扱いとし、住民票等の提出をお願いします。

○ 当面の取り扱い

1. 中建国保に加入するとき・家族が加入するときなど、全ての異動届出の際には、これまで通り住民票等の提出をお願いします。
2. マイナンバー制度において、中建国保は市町村等からの情報照会に備えて、「加入者のマイナンバー登録」が義務付けられています。お手数料をおかけしますが、各種届出書にはマイナンバーの記載をお願いします。
3. 所得情報（高齢受給者証や高額療養費などの自己負担額決定の際に必要な）の連携については、平成 30 年 7 月の開始が予定されていますので、引き続き所得証明書や課税証明書の提出をお願いします。

※ マイナンバー制度の情報連携において、国が示す情報・システム等に改善が見られない場合は、上記の取り扱いをさらに延長する可能性があります。組合員の皆様には、国保だよりや中建国保ホームページを通じてお知らせしていきます。